

昇仙峡リバイバルプラン策定支援業務
公募型プロポーザル実施要項

令和元年 9 月

甲 府 市

1 趣旨

本市を代表する観光地の一つである昇仙峡の再活性化を図るため、「昇仙峡リバイバルプラン」を作成するものであり、それにあたっては、広く観光客等の意見などを集約するための調査・分析を行うとともに、地域の観光事業者や関係団体等と協議を行う「昇仙峡リバイバル会議」に参画し、昇仙峡を取り巻く現状を踏まえた課題の整理を行い、観光資源の更なる魅力向上や誘客等への対応策を検討する必要がある。

こうしたことから、策定支援業務を受託する候補者を、高度な専門性、技術力、企画力、豊富な知識と適切な業務執行能力を有する事業者から、「公募型プロポーザル方式」により選定することとし、企画提案などを求めることとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

昇仙峡リバイバルプラン策定支援業務

(2) 業務内容

別添「昇仙峡リバイバルプラン策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和2年3月13日（金）までとする。

(4) 委託上限額

委託料の上限を2,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、委託上限額を超えてはならない。

(5) 協力会社への再委託

ア 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受託者は、アに規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託の相手方との契約関係を明確にし、書面により委託者の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 過去5年以内に国、地方公共団体において、本業務に類似する業務に関する実績（本店、他の支店を含む。）を有していること。

(2) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。個人事業主にあつては、個人住民税の未納がない者。）

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

(5) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

4 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期間
公募開始の日から令和元年9月30日（月）午後5時までとする。
- (2) 提出方法
質問書（様式10）により、電子メールにて提出すること。
メールアドレス sangkaka@city.kofu.lg.jp
- (3) 回答方法
令和元年10月2日（水）までに本市ホームページに掲載する。
- (4) 留意事項
本要項及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

5 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

次に掲げる参加表明に関する書類を提出すること。

表1 参加表明に関する書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	(様式1)
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料
3	協力会社に関する調書	(様式3) 該当する場合のみ
4	業務実績書	(様式4-1) 同種の業務実績について詳細に記載すること。 なお、本店、他の支店の実績の場合は、様式4-2を使用すること。 業務実績を証する書類（契約書の写し等）
5	業務実施体制確認調書	(様式5)
6	誓約書	(様式6)
7	役員等名簿	
8	法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書
9	納税証明書	法人住民税等の未納がない書類
10	印鑑証明書	

ア 提出部数

正本1部

イ 提出期間

令和元年10月4日（金）午後5時までとする。

ウ 提出方法・場所

産業部 観光商工室 観光課へ持参または、郵送すること。
なお、郵送の場合は、同日必着とする。

(2) 企画提案書の提出

次に掲げる企画提案に関する書類を提出すること。

表2 企画提案に関する書類

	名 称	様式及び記載方法等
1	企画提案書	(様式7)
2	業務の実施方針・業務フロー・工程表	(様式8) 業務全般の工程を業務内容別に詳細に記載すること。 調査実施及び会議開催時期について具体的に示すこと。
3	業務内容に係る企画提案	(任意様式) 提案書の枚数については、20枚以内とする。 業務内容については、仕様書を参照すること。
4	見積書	(様式9) 消費税を含むこと。また、本要項の2業務の概要(4)の委託上限額の範囲内であること。 別途、任意様式にて積算内訳を添付すること。

ア 提出部数

正本1部、副本5部

※A4ファイルに綴じたものを、6部(正本1部、副本5部)及び電子媒体で提出すること。

イ 提出期間

令和元年10月10日(木)午後5時までとする。

ウ 提出方法・場所

産業部 観光商工室 観光課へ持参または、郵送すること。
なお、郵送の場合は、同日必着とする。

(3) 資料提出にあたっての留意事項

ア 参加表明書(様式1~6及び添付資料)及び企画提案書(様式6~9及び添付資料)については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので公告等に示された事項を事前に十分確認してから提出すること。

イ 提出書類について、問い合わせをする場合があるので、確実に連絡の取れる連絡先を様式1及び様式7に明記すること。

- ウ 参加表明書及び企画提案書については、紙媒体及び電子媒体により提出すること。
- エ 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- オ 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- カ 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理責任者は、病休、死亡、退職等の本市が認める場合を除き、変更することはできない。
- キ 参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届（様式11）を提出すること。

6 選考方法

(1) 優先受託候補事業者の選考

優先受託候補事業者の選考にあたっては、「提案書記載項目等一覧（別紙2）」に基づき提案された内容について、「昇仙峡リバイバルプラン策定支援業務受託者選考審査委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、「優先受託候補事業者の選考方法（別紙1）」により選考する。

また、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

(2) 審査

審査は非公開とし、書類と企画提案者プレゼンテーションによる審査を実施する。

なお、企画提案者プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時・会場

令和元年10月15日（火）（詳細は、別途通知する。）

イ 委員会への出席者

管理責任者を含む3名以内

ウ 実施方法

(ア) 企画提案者プレゼンテーション及び補足説明（20分以内）

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

なお、企画提案者でパソコン等を使用する場合は、プロジェクター及びスクリーンについては本市で準備するが、パソコン等の機器は、企画提案者が持参することとし、インターネットへの接続が必要な場合は企画提案者がインターネット環境を用意すること。

(イ) 質疑応答（概ね20分）

エ 議事録の提出

プロポーザル参加者は、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を翌日までに電子メールにて提出すること。

メールアドレス sangkaka@city.kofu.lg.jp

(3) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、令和元年10月中旬に文書及び電子メールにて審査結果を通知する。

また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

（４）優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等協議の上、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

7 契約及び支払方法

6（４）において、受託事業者となった者は、本市と契約を締結し、受託業務を実施する。

なお、本市は業務完了後、検査を経て委託料を受託事業者に支払うものとする。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- （１）「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- （２）提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- （３）審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合。
- （４）審査会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
- （５）参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- （６）プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

10 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届（様式10）を提出すること。

11 その他

- （１）企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- （２）本市に提出された関係書類等は返却しない。
- （３）本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- （４）本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- （５）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- （６）業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

1.2 スケジュール

表3 スケジュール

項 目	期 間
プロポーザル公募開始	令和元年 9月24日(火)
質問の締切	令和元年 9月30日(月) 午後5時必着
質問に対する回答	令和元年10月 2日(水) までに順次
参加表明書提出期限	令和元年10月 4日(金) 午後5時必着
企画提案に関する書類提出	令和元年10月10日(木) 午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和元年10月15日(火)
審査結果の通知と公表	令和元年10月16日以降
契約手続	令和元年10月16日以降

1.3 連絡先

甲府市 産業部 観光商工室 観光課 (担当: 中澤)
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL 055-237-5702
FAX 055-227-8065
電子メール sangkaka@city.kofu.lg.jp